

岩手県消費者施策推進計画について

●平成27年3月改訂計画の第1章

1 計画策定の趣旨

岩手県消費者施策推進計画は、岩手県消費生活条例（平成17年3月28日条例第34号。以下「条例」という。）第3条（県の責務）の規定を受け、具体的な消費者施策を総合的・計画的に進めるために策定しているものです。

平成22年12月に改訂した計画（以下「旧計画」という。）は、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とし、「消費者被害のない地域づくりをすすめ、消費生活の安定と向上を図る」という基本目標を掲げ、「消費者が被害に遭わないための環境づくりや教育機会の提供を図る」「消費者の視点に立って施策を推進し、消費者トラブルの解決力向上を図る」の2つの基本方針のもと、様々な取組を進めてきました。

この間、食材偽装表示、高齢者の消費者被害の増加、スマートフォンの爆発的な普及、東日本大震災津波の発生や原子力発電所の事故など、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しました。

また、国においては、平成24年8月に「消費者教育の推進に関する法律」（以下「消費者教育推進法」という。）が制定され、平成25年6月には、消費者教育推進法に基づき「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「消費者教育基本方針」という。）が策定されました。「誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進する」ことが消費者教育基本方針の方向とされ、地方における消費者教育を推進するための計画の策定が求められています。

今般、これまで実施してきた消費者施策の取組結果を総括するとともに、現在の消費者を取り巻く社会環境の変化や消費者行政の動きに対応し、今後の消費者施策を総合的に推進するため、平成27年度以降の計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例を具体的に展開し、条例が目的とする消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、県民の消費生活の安定及び向上に資するための行動計画であるとともに、本県の総合計画である「いわて県民計画」（平成21年度～平成30年度）の一分野である「消費者施策の推進」の具体的な事業実施計画でもあります。

また、消費者教育推進法及び消費者教育基本方針を踏まえ、本県の「消費者教育推進計画」としての性格も有するものです。

【いわて県民計画の体系（抜粋）】

7つの政策： 4 安全・安心～「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現～

政策推進の基本的方向： 安全・安心なまちづくりの推進

主な取組内容： 消費者施策の推進

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。